

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 14 号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給割合及び額)</p> <p>第 3 条 別表に掲げる職にある職員に支給する給料の特別調整額は、別表に掲げる 1 種から 6 種までの区分に応じ、当該職にある職員の給料月額に、次に掲げる支給割合を乗じて得た額（条例第 29 条第 2 項第 2 号に規定する短時間勤務職員（以下この条において「短時間勤務職員」という。）について、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表に掲げる職のうち人事委員会が別に定めるものにあつては、当該職にある職員に支給する給料の特別調整額を別表に定める区分より 1 種上位の区分を用いて得た額（短時間勤務職員について、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 4 種 100 分の 16。ただし、<u>条例第 41 条の 3 第 1 項の規定により農林漁業普及指導手当が支給される病虫害防除所長にあつては、100 分の 8</u></p> <p>(5) 5 種 100 分の 12。ただし、<u>高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校（以下「高等学校等」という。）の校長の職で人事委員会が別に定めるもの及び総合教育センター次長にあつては、100 分の 14</u></p> <p>(6) 6 種 100 分の 10。ただし、<u>農業改良普及室長（盛岡地方振興局農政部農業改良普及室長を除く。）、農業改良普及センター所長（盛岡農業改良普及センター所長を除く。）、地域普及所長及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年岩手県条例第 47 号）第 3 条第 1 項の規定により教職調整額が支給される教頭の職にあつては 100 分の 8、高等学校等の教頭の職で、人事委員会が別に定めるものにあつては 100 分の 12</u></p> <p>第 3 条の 2 [略]</p>	<p>(支給割合及び額)</p> <p>第 3 条 別表に掲げる職にある職員に支給する給料の特別調整額は、別表に掲げる 1 種から 6 種までの区分に応じ、当該職にある職員の給料月額に、次に掲げる支給割合を乗じて得た額（条例第 29 条第 2 項第 2 号に規定する短時間勤務職員（以下この条において「短時間勤務職員」という。）について、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表に掲げる職のうち人事委員会が別に定めるものにあつては、当該職にある職員に支給する給料の特別調整額を別表に定める区分より 1 種上位の区分を用いて得た額（短時間勤務職員について、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 4 種 100 分の 16</p> <p>(5) 5 種 100 分の 12。ただし、<u>高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校（以下「高等学校等」という。）の校長の職で人事委員会が別に定めるもの並びに総合教育センターの総務部長及び研修部長にあつては、100 分の 14</u></p> <p>(6) 6 種 100 分の 10。ただし、<u>岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号）第 17 条の 2 第 2 項に規定する教頭の職にあつては 100 分の 8、高等学校等の教頭の職で、人事委員会が別に定めるものにあつては 100 分の 12</u></p> <p>第 3 条の 2 [略]</p> <p>第 3 条の 3 <u>一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 29 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料を支給される職員に関する第 3 条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 29 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別表を次のように改める。

別表 給料の特別調整額表（第 2 条、第 3 条関係）

組 織		区 分					
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知事 の 事 務 部 局	本庁	企 画 理 事 部 長 総 合 政 策 室 長 総 合 雇 用 対 策 局 長	室 長 首 席 政 策 監 局 長 農 政 担 当 技 監 農 村 整 備 担 当 技 監 林 務 担 当 技 監 水 産 担 当 技 監 道 路 都 市 担 当 技 監 河 川 港 湾 担 当 技 監 理 事 技 監	参 事 技 術 参 事 総 括 課 長 (人 事 課 及 び 予 算 調 製 整 課 に 限 る。)	総 括 課 長 政 策 調 査 監 総 合 雇 用 対 策 監 総 務 事 務 セ ン タ ー 所 長 特 命 参 事	報 道 監 防 災 危 機 管 理 監 担 当 課 長 (職 務 の 級 が 初 任 給、 昇 格、昇 給 等 の 基 準 に 関 す る 規 則 (昭 和 45 年 岩 手 県 人 事 委 員 会 規 則 第 12 号) 第 3 条 第 2 項 に 規 定 す る 級 別 職 務 区 分 表 に よ り 行 政 職 給 料 表 の 6 級 及 び 7 級 に 分 類 さ れ て い る も の に 限 る。)	担 当 課 長 (5 種 の 欄 に 掲 げ る 担 当 課 長 を 除 く。)
	広域振 興局	局 長	副 局 長 工 業 技 術 集 積 支 援 セ ン タ ー 所 長	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事 部 長 (税 務 部 を 除 く。)	部 長 (税 務 部 に 限 る。) 特 命 参 事 農 業 改 良 普 及 室 長 農 村 整 備 室 長	保 健 福 祉 室 長 林 務 室 長 経 営 企 画 課 長 地 域 農 政 推 進 課 長 調 整 課 長 総 務 課 長 工 業 技 術 集 積 支 援 セ ン タ ー の 部 長	
	広域振 興局 総 合 支 局		総 合 支 局 長	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事	部 長 特 命 参 事 農 業 改 良 普 及 室 長	室 長 (農 業 改 良 普 及 室 を 除 く。) セ ン タ ー 所 長 支 所 長 普 及 サ ブ セ ン タ ー 所 長 総 務 入 札 課 長 (花 巻 及 び 一 関 に 限 る。) 用 地 課 長 (花 巻 に 限 る。)	
	地方振 興局	局 長 (盛 岡 に 限 る。)	局 長 部 長 (盛 岡 に 限 る。) 保 健 福 祉 環 境 技 監 (盛 岡 に 限 る。)	保 健 福 祉 環 境 技 監 参 事 技 術 参 事	部 長 特 命 参 事 保 健 福 祉 室 長 環 境 衛 生 室 長 農 業 振 興 室 長	企 画 振 興 課 長 (盛 岡 に 限 る。) 管 理 主 幹 税 務 室 長 普 及 サ ブ セ ン タ ー 所 長	

				農業改良普及室長 農村整備室長（盛岡に限る。） 管理用地室長 道路河川室長 建築住宅室長 土木事務所長 納税室長 課税室長	農村整備室長 農林水産調整監 林務課長（盛岡に限る。） 用地課長（盛岡に限る。） 出張所長（岩手に限る。） ダム建設事務所長 林務事務所長
広域振興局及び地方振興局以外の出先機関	県民生活センター所長 保健所長（盛岡に限る。） 保健所副所長 福祉総合相談センター所長 都南の園園長 先端科学技術研究センター所長 産業技術短期大学副校長 農業研究センター所長 林業技術センター所長 水産技術センター所長 農業大学校長 農業改良普及センター所長（中央に限る。） 東京事務所長	家畜保健衛生所長（中央に限る。） 農業研究センター副所長 農業研究センター畜産研究所長	保健所長 保健所次長 福祉総合相談センターの部長 児童相談所長 食肉衛生検査所長 環境保健研究センター副所長 都南の園事務局長 精神保健福祉センター所長 杜陵学園長 先端科学技術研究センター副所長 産業技術短期大学事務局長 産業技術短期大学教育部長 高等技術専門校長 職業能力開発センター所長 病虫害防除所長 家畜保健衛生所長 家畜保健衛生所次長（中央に限る。） 漁業取締事務所長 生物工学研究所次長	保健所大東支所長 保健所遠野支所長 農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室長 農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室長 農業改良普及センター普及サブセンター所長	

					農業研究センターの部長 農業研究センター畜産研究所次長 農業研究センター県北農業研究所長 林業技術センター副所長 水産技術センター副所長 内水面水産技術センター所長 農業大学校副校長 農業大学校事務局長 農業大学校教育部長 農業改良普及センター所長 農業改良普及センター副所長 北上川上流流域下水道事務所長 花巻空港事務所長 東京事務所の部長 大阪事務所長 北海道事務所長 名古屋事務所長 福岡事務所長 消防学校長		
議会の事務局		事務局長	次長	参事	課長		
教育委員会の事務局等	本庁		室長	参事 総括課長（教職員課に限る。）	総括課長 特命参事	担当課長（企画担当課長、予算財務担当課長、学校施設担当課長、学校企画担当課長、高校改革担当課長、文化財・世界遺産担当課長、小中学校人事担当課長及び県立学校	担当課長（5種の欄に掲げる担当課長を除く。）

					人事担当課長に限る。)	
出先機関		教育事務所長 (盛岡に限る。)		教育事務所長 教育事務所企画 総務課長(盛岡 に限る。)		
教育機関		総合教育センター 所長 図書館長		生涯学習推進セ ンター所長 図書館副館長 埋蔵文化財セン ター所長	総合教育センタ ー総務部長 総合教育センタ ー研修部長 埋蔵文化財セン ター副所長	
県立高等学校等					高等学校長 盲学校長 聾学校長 養護学校長 幼稚園長 事務長(盛岡第 一、盛岡農業、 盛岡工業、盛岡 商業及び盛岡養 護に限る。)	高等学校教頭 盲学校教頭 聾学校教頭 養護学校教頭 幼稚園教頭 事務長(不来方、 杜陵、黒沢尻工 業、一関第一、 釜石南、宮古、 宮古水産、福岡、 盲、盛岡聾及び 花巻養護に限 る。)
警察	本部等	部長 警察学校長 参事官(首席監 察官、警務課長、 生活安全企画課 長、刑事企画課 長、交通企画課 長又は公安課長 を兼ねる参事官 に限る。)	参事官 参事 課長(監察課長 に限る。)	課長 監察官 留置管理官 科学捜査研究所 長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警 察隊長 機動隊長 刑事調査官(警 視である刑事調 査官に限る。)	公安委員会補佐 室長 総務企画官 企画室長 人事調査官 警務調査官 給与調査官 被害者対策室長 教養調査官 会計調査官 施設調査官 指導監査室長 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 生活安全調査官	船長

						サイバー犯罪対策室長 地域実務指導室長 地域調査官 通信指令室長 少年事件捜査指導官 生活環境調査官 刑事指導官 刑事調査官 性犯罪捜査指導官 捜査指導官 意見聴取官 交通調査官 交通管制官 交通規制調査官 交通事件捜査指導官 交通聴聞官 自動車運転免許試験場長 高速道路交通調査官 警備指導官 警備管理官 災害対策室長 術科調査官 警察学校副校長
	警察署		署長（盛岡東、盛岡西及び花巻に限る。）	署長（紫波、北上、水沢、一関、大船渡、釜石、宮古及び二戸に限る。）	署副署長	地域官 刑事官
選挙管理委員会					書記長	
監査委員の事務局			事務局長		課長	
人事委員			事務局長		課長	

会 の 事 務 局							
労 働 委 員 会 の 事 務 局			事 務 局 長		課 長		
収 用 委 員 会 の 事 務 局					事 務 局 長		
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 の 事 務 局					事 務 局 長		

備考1 2種から6種までの欄に掲げる職（第3条ただし書の規定に基づき、別表に掲げる職のうち当該職にある職員に支給する給料の特別調整額を別表に定める区分より1種上位の区分を用いて得た額とすることとして人事委員会が別に定める職を除く。）のうち人事委員会の承認を得たものにあつては、当該職を占める職員に支給する給料の特別調整額をその区分より1種上位の区分を用いて得た額とすることができる。

2 1種から5種までの欄に掲げる職（以下「指定職」という。）を占める職員が欠けた場合は、当該指定職の職務を代理することとなる職が、その指定職の属する区分の1種下位の区分欄に掲げられているものとする。指定職が事務取扱い又は兼務を命ぜられた者をもって充てられている場合（別に定める場合を除く。）においても、同様とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。